

第 11 回社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

菅野委員提出資料

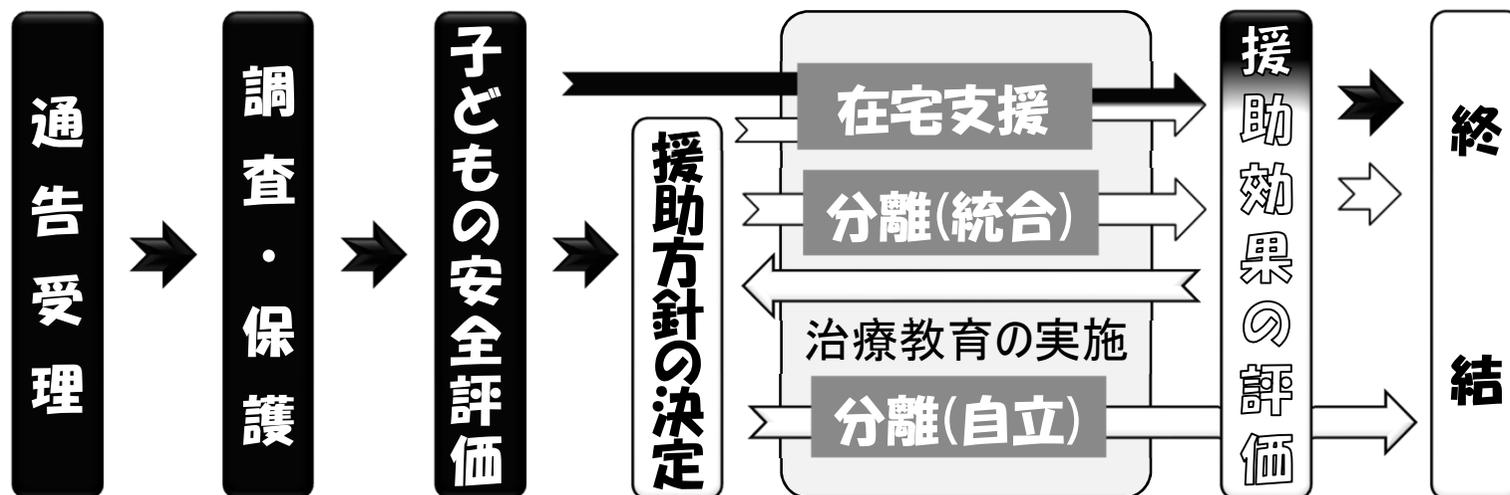
第11回児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

児相の立場から議論に参加して

**滋賀県彦根子ども家庭相談センター
菅野道英**

虐待対応システムの課題

- **大前提・・・圧倒的な人員不足と専門性が担保されていない。**
 - センセーショナルな事案に対処するために業務やシステムを追加してきた結果、平成16年の法改正当初に想定された対応ができなくなっている・・・機能不全・・・破綻
 - 対応体制が充実されない中で、一人あたりの対応量が増加、大量の案件対応に追われ、増加傾向にある困難事例に対応する専門性も培われず、支援者が疲弊し、効率が低下。結果的に終結できず、量的に増える一方といった悪循環に陥っている
 - 189・・・電話を受ける人ではなく、安全確認に走る人員やその後の支援の人手が必要
- **課題**
 - 受理から終結までの対応が見相と市区町村の二重構造
 - 見相:立ち入り調査、臨検捜索、不同意の一時保護、法的対応等以外は重複
 - 専門性が担保されていない
 - 共通の教育ができていない、経験不足、雇用が不安定
 - 児童相談所に権限が集中している



課題への対応

・今後の検討のベース…広い視野で

- ・子どもの“そだち”に沿って、それぞれの時期の課題と支援を洗い出して、連続性のある支援のシステムを構築していく…自立・社会適応まで
- ・虐待対応は、総合的な「子どもの“そだち”の応援システム」の一部に位置づけ…虞犯少年への対応と同じような支援構造を保護者や子どもの支援体制として作れないか
- ・未来の社会を支える人材の育成にどれだけの人とお金をかけるのか？
 - ・虐待対応の各パートを独立機関として充実していく(縦に割る)
 - ・虐待対応の各パートを分断せず、取扱量を少なくして充実していく(横に割る)

・当面の対応として

- ・全国統一基準の設定
 - ・アセスメントの共有…判断基準の明確化→対応は社会資源により異なってしまうが
 - ・専門職員の質の確保…教育、研修など、資格要件を定める→待遇などの改善が前提
- ・職員の配置基準の充実・強化
 - ・福祉司だけでなく、心理司も、保護所職員も基準を提示
 - ・市区町村の職員体制などの最低基準も提示
- ・児童相談所の相談支援機能を分割し、児童家庭相談体制を再編成する
 - ・市区町村の児童家庭相談の充実
 - ・例えば、障害相談・支援は、児者一貫で市区町村対応
 - ・一時保護も、被虐待児の安全の確保、非行児の再犯防止、集中的な治療教育などの目的別、年代別に拡充

子ども達の“そだち”を応援する = 発達する権利を保障する



子どもへの直接的な治療教育的支援

- ・日常生活での支援
ソーシャルスキルの向上
エンパワメント
- ・専門機関による支援
心理療法、SSTなど

保護者への直接的な治療教育的支援

- ・専門機関による支援
スキルトレーニング
- ・日常的サポート

子どもの発達上のニーズ

健康
教育
情緒・行動の発達
同一性
家族・社会との関わり
社会参加
セルフケアのスキル

保護者のニーズ

基本的な養育
安全性の保障
情緒的な暖かさ
適切な刺激
指導としつけ
安定性

子どもの権利擁護と福祉の推進

家族・環境要因

- 社会的資源
- 社会との関わり
- 収入
- 就労
- 住居
- 拡大家族
- 家族史と家族機能

育ちを支える環境支援

- ・学校・保育所などの社会資源
- ・地域やNPOによる支援
- ・各種のソーシャルサービスの提供
家事支援、育児支援、就労支援、生活保護など…ホームスタートetc.

CAF: Common Assessment Framework
Department of Health, Department of Education and Employment, and Home Office, 2000
子どもの虹情報研修センター、イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書(2007)